

住宅宿泊事業法届出の手引き

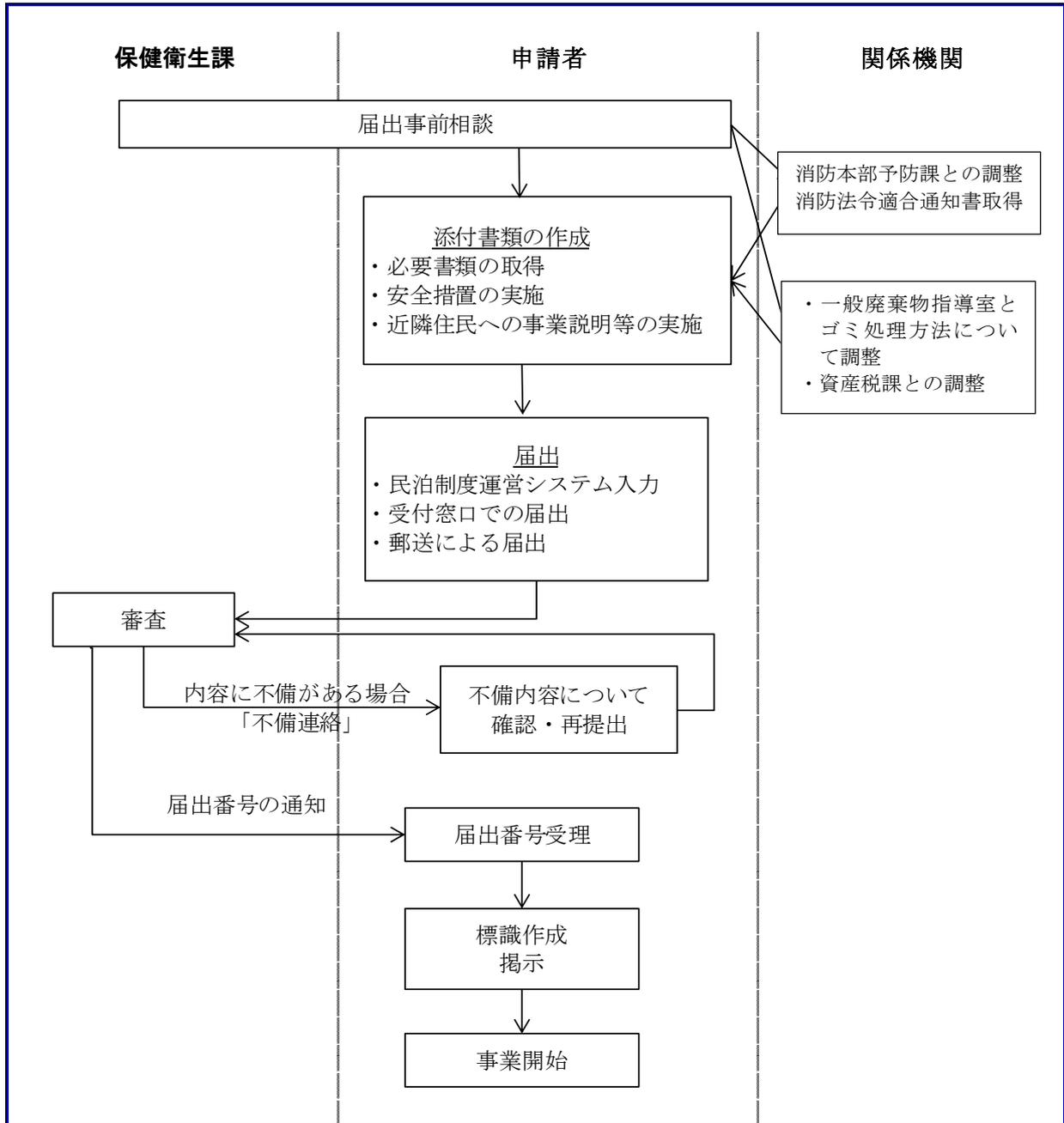
八尾市保健所保健衛生課

令和3年8月

目 次

1	届出フロー	2
2	届出方法について	3
3	届出に関する添付書類について	3
4	その他の留意事項	8
5	届出先・お問い合わせ先	9
6	住宅宿泊事業届出記入例	11
別添1	住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト	16
別添2	誓約書に係る参考様式A（法人用）	17
	誓約書に係る参考様式B（個人用）	18
	誓約書に係る参考様式C	19

1 届出フロー



<住宅宿泊事業法に関連する事前相談窓口>

- 都市政策課 : 用途地域及び地区計画等に関すること。
- 審査指導課 : 建築基準法等に関すること。
- 環境保全課 : 騒音関係法令等に関すること。
- 一般廃棄物指導室 : ゴミの排出方法に関すること。
- 資産税課 : 固定資産税に関すること。
- 消防本部予防課 : 消防法令適合通知書に関すること

2 届出方法について

以下のいずれかにより届出してください。ただし、届出内容に不備がある場合は受理することができません。

- ① 「民泊制度運営システム」を介した、電子媒体での届出
(利用にあたっては、電子署名機能のついたマイナンバーカード及びカードリーダーが必要)
- ② 窓口で、本人による紙媒体での届出
手書き又は民泊制度運営システムに入力の上保存した内容を印刷し、押印した紙媒体での届出
- ③ 郵送による紙媒体での届出 (郵送費等の経費は届出者の負担になります)

【注意】

住宅宿泊事業の届出は、原則として「民泊制度運営システム」により行ってください。同システムの操作方法の確認やログインは民泊制度ポータルサイトから行ってください。



<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>

3 届出に関する添付書類について

届出書の添付書類は、日本語又は英語で記載されたものに限り、英語の場合、日本語による翻訳文を添付してください。特別の事情で届出書に添付する書類が日本語又は英語で提出できない場合は、その他の言語で記載された書類に、日本語による翻訳文を添付してください。

(1) 届出者が法人の場合

① 届出書
②定款又は寄附行為の写し ※商号、事業目的、役員数、任期及び主たる営業所又は事務所の所在地が登記事項証明書の内容と一致しているものであって、現在効力を有するものとします。外国法人においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、商号、事業目的、役員数、任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載のあるものを提出してください。
③法人の登記事項証明書 ※「登記事項証明書」は、外国法人においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、法人名、事業目的、代表者名、役員数、任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載のあるものとします。
④役員が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 ※ア「役員」とは、次に掲げる者をいいます。 (ア) 株式会社においては、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）及び監査役 (イ) 合名会社、合資会社及び合同会社においては、定款をもって業務を執行する社員を

<p>定めた場合は、当該社員。その他の場合は総社員</p> <p>(ウ) 財団法人及び社団法人においては、理事及び監事</p> <p>(エ) 特殊法人等においては、総裁、理事長、副総裁、副理事長、専務理事、理事、監事等法令により役員として定められている者</p> <p>イ 外国籍の役員においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われている者に該当しない旨を証明する書類とし、当該書類が存在しない場合は、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者であることを公証人又は公的機関等が証明した書類を提出してください。</p>
<p>⑤欠格事項に該当しないことを誓約する書面</p> <p>※参考様式Aを用いるほか、法に規定する欠格事由に該当しない旨を記載した書面であって署名又は押印があるものとします。</p>
<p>⑥住宅の登記事項証明書</p> <p>※登記されていない家屋では届出はできません。ただし、届出住宅の所有者及び不動産番号が確認できる限りにおいて、未登記の増築部分が届出住宅に含まれている場合には届出することができます。</p>
<p>⑦住宅が入居者の募集が行われている家屋に該当する場合</p> <p>入居者の募集の広告及び入居者の募集が行われていることを証する書類</p> <p>※例えば、広告紙面の写し、賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し、募集広告の写し、募集の写真等</p>
<p>⑧住宅が随時その所有者、賃貸人（賃借人の親族が賃貸人である場合を含む。）又は転貸人（転借人の親族が転貸人である場合を含む。）の居住の用に供されている家屋に該当する場合、随時その所有者、賃貸人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類</p> <p>※例えば、届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート、届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写し等</p>
<p>⑨次に掲げる事項を明示した住宅の図面</p> <p>ア 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置</p> <p>イ 住宅の間取り及び出入口</p> <p>ウ 各階の別</p> <p>エ 居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積</p> <p>オ 安全確保の措置状況</p> <p>カ 安全措置に関するチェックリスト（別添1）</p> <p>※届出住宅の安全の確保について、事業開始までに必要な措置を講じ、その措置状況についてチェックリスト※を添付してください。</p> <p>なお、「住宅の図面」は、必要事項が明確に記載されていれば、手書きの図面でも差支えありません。</p> <p>※チェックリストは、「民泊の安全措置の手引き」を確認したうえで別添1「住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト」にチェックの上、添付してください。</p>

<p>⑩届出者が賃借人又は転借人である場合、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物又は転借物の転貸を承諾したことを証する書面</p> <p>※当該建物が届出者と他の者との共同所有の場合、共同所有者からの承諾は届出事項とはしていませんが、事業開始後にトラブルが発生しないよう、権利関係の調整を行う等、十分に注意を行う必要があります。</p>
<p>⑪住宅がある建物が2以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分のあるものの場合には、専有部分の用途に関する規約の写し。なお、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類</p> <p>※当該建物の管理規約に住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定めがないことを確認してください。規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、「管理組合に事前に住宅宿泊事業の実施を報告し、届出時点で住宅宿泊事業を禁止する方針が総会・理事会等で決議されていない旨」を確認した誓約書（参考様式C）を添付してください。</p> <p>この書面には、管理組合に報告した内容（日時、氏名、報告事項、確認事項）を記載してください。</p> <p>又は、法成立以降の総会及び理事会の議事録、その他のもので「管理組合に届出住宅において、住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないこと※」を確認したことを証明する書類を添付してください。</p> <p>※この場合における「管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないこと」とは、管理組合の総会や理事会における住宅宿泊事業を営むことを禁止する方針の決議がないこととします。</p>
<p>⑫住宅宿泊管理業者に委託する場合、管理受託契約の締結時に交付された書面の写し</p> <p>※住宅宿泊管理業務の全部を契約により委託し、その住宅宿泊管理業者に対し、あらかじめ、届出書及び添付書の内容を通知し、本法第34条の規定により交付された書面の写しを添付してください。</p> <p>ただし、以下の全てに該当する場合は、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行うことができますので本書類の添付は不要です。</p> <p>ア 届出住宅の居室であって、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行う数が5以下であるとき</p> <p>イ 事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が、同一の建築物内若しくは敷地内にあるとき又は隣接しているとき</p> <p>ただし、届出住宅から発生する騒音その他の生活環境の悪化を認識することができないことが明らかであるときを除く。</p>
<p>⑬消防法令適合通知書</p> <p>※消防法令に基づき消防用設備等や防火管理体制等に関する規制を受ける場合や、八尾市火災予防条例に基づき防火対象物使用開始届出書の提出が必要となる場合があるため、当該規制の適用の有無等について、八尾市消防本部予防課に確認すること。</p> <p>また、事業の届出までに、消防法令適合通知書を取得しておいてください。</p>
<p>⑭近隣住民説明を実施した場合は、その内容を記した書類</p> <p>※近隣住民に事前に事業実施の説明・周知を実施した場合、その内容（ガイドライン参照）</p>

等を記したものを添付してください。

- (添付書類例)・説明した範囲の地図 (住宅地図等の中で説明した建物に色づけする 等)
・実際に説明等で使用した文書等

※ 各添付書類における注意事項

官公署 (日本国政府の承認した外国政府又は、権限のある国際機関を含む) が証明する書類は、届出日前 3 カ月以内に発行されたものとし、官公署から発行された書類を提出することとします (写し等は不可です。)

(2) 届出者が個人の場合

①届出書
②届出者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 ※届出者が外国籍の場合には、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われている者に該当しない旨を証明する書類とし、当該書類が存在しない場合は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者であることを公証人又は公的機関等が証明した書類を提出してください。
③営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書 ※外国法人においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、法人名、事業目的、代表者名、役員数、任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載のあるものを提出してください。
④欠格事項に該当しないことを誓約する書面 ※参考様式Bを用いるほか、法に規定する欠格事由に該当しない旨を記載した書面であって署名又は押印があるものとします。
⑤住宅の登記事項証明書 ※登記されていない家屋では届出はできません。ただし、届出住宅の所有者及び不動産番号が確認できる限りにおいて、未登記の増築部分が届出住宅に含まれている場合には届出することができます。
⑥住宅が入居者の募集が行われている家屋に該当する場合 入居者の募集の広告及び入居者の募集が行われていることを証する書類 ※例えば、広告紙面の写し、賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し、募集広告の写し、募集の写真等
⑦住宅が随時その所有者、賃貸人 (賃借人の親族が賃貸人である場合を含む。) 又は転貸人 (転借人の親族が転貸人である場合を含む。) の居住の用に供されている家屋に該当する場合、随時その所有者、賃貸人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類 ※例えば、届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート、届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写し等
⑧次に掲げる事項を明示した住宅の図面 ア 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置

<p>イ 住宅の間取り及び出入口 ウ 各階の別 エ 居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積 オ 安全確保の措置状況 カ 安全措置に関するチェックリスト（別添1）</p> <p>※届出住宅の安全の確保について、事業開始までに必要な措置を講じ、その措置状況についてチェックリスト※を添付してください。</p> <p>なお、「住宅の図面」は、必要事項が明確に記載されていれば、手書きの図面でも差支えありません。</p> <p>※チェックリストは、「民泊の安全措置の手引き」を確認したうえで別添1「住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト」にチェックの上、添付してください。</p>
<p>⑨届出者が賃借人又は転借人である場合、賃貸人及び転賃人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物又は転借物の転貸を承諾したことを証する書面</p> <p>※当該建物が届出者と他の者との共同所有の場合、共同所有者からの承諾は届出事項とはしていませんが、事業開始後にトラブルが発生しないよう、権利関係の調整を行う等、十分に注意を行うことが必要です。</p>
<p>⑩住宅がある建物が2以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分のあるものの場合には、専有部分の用途に関する規約の写し。なお、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類</p> <p>※当該建物の管理規約に事業を営むことを禁止する旨の定めがないことを確認してください。規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、「管理組合に事前に住宅宿泊事業の実施を報告し、届出時点で住宅宿泊事業を禁止する方針が総会・理事会等で決議されていない旨」を確認した誓約書（参考様式C）を添付してください。</p> <p>この書面には、管理組合に報告した内容（日時、氏名、報告事項、確認事項）を記載してください。</p> <p>又は、総会及び理事会の議事録、その他のもので「管理組合に届出住宅において、住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないこと※」を確認したことを証明する書類を添付してください。</p> <p>※この場合における「管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないこと」とは、管理組合の総会や理事会における住宅宿泊事業を営むことを禁止する方針の決議がないこととします。</p>
<p>⑪住宅宿泊管理業者に委託する場合、管理受託契約の締結時に交付された書面の写し</p> <p>※住宅宿泊管理業務の全部を契約により委託し、その住宅宿泊管理業者に対し、あらかじめ、届出書及び添付書の内容を通知し、本法第34条の規定により交付された書面の写しを添付してください。</p> <p>ただし、以下の全てに該当する場合は、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行うことができますので本書類の添付は不要です。</p>

<p>ア 届出住宅の居室であって、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行う数が5以下であるとき</p> <p>イ 事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が、同一の建築物内若しくは敷地内にあるとき又は隣接しているとき</p> <p>ただし、届出住宅から発生する騒音その他の生活環境の悪化を認識することができないことが明らかであるときを除く。</p>
<p>⑫消防法令適合通知書</p> <p>※消防法令に基づき消防用設備等や防火管理体制等に関する規制を受ける場合や、八尾市火災予防条例に基づき防火対象物使用開始届出書の提出が必要となる場合があるため、当該規制の適用の有無等について、八尾市消防本部予防課に確認すること。</p> <p>また、事業の届出までに、消防法令適合通知書を取得しておいてください。</p>
<p>⑬近隣住民説明を実施した場合は、その内容を記した書類</p> <p>※近隣住民に事前に事業実施の説明・周知を実施した場合、その内容（ガイドライン参照）等を記したものを添付してください。</p> <p>（添付書類例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明した範囲の地図（住宅地図等の中で説明した建物に色づけする 等） ・実際に説明等で使用した文書等

※ 各添付書類における注意事項

官公署（日本国政府の承認した外国政府又は、権限のある国際機関を含む）が証明する書類は、届出日前 3 カ月以内に発行されたものとし、官公署から発行された書類を提出することとします（写し等は不可です。）。

4 その他の留意事項

適正な事業実施を計画するに当たって、事業を営もうとする者は、以下の事項に留意してください。

（1）近隣住民等への事前説明

近隣住民等に対し、個別訪問、説明会開催等、対面で説明することが望ましいですが、それが難しい場合は、書面でのポスティング等による説明資料の配付を行い、事業に関する説明を事前に行ってください（「住宅宿泊事業法に関するガイドライン」を参考にしてください）。

（2）保健所への相談

飲食を提供しようとする場合は、あらかじめ八尾市保健所保健衛生課の食品衛生担当に相談してください。

（3）その他

住宅宿泊事業を営む旨の届出を行うにあたっては、事業を取り巻くリスクを勘案し、適切な保険（火災保険、第三者に対する賠償責任保険等）に加入することが望ましい。

5 届出先・お問い合わせ先

住宅宿泊事業実施に関する事前相談、届出窓口は以下のとおりです。

八尾市保健所保健衛生課

〒581-0006

八尾市清水町1丁目2番5号

TEL： 072-994-6643

FAX： 072-922-4965



なお、観光庁においても住宅宿泊事業に関する制度の内容や届出方法、民泊制度運営システムの操作方法、住宅宿泊事業に関する苦情相談窓口である「民泊制度コールセンター」を設置している他、届出を行うための民泊制度運営システムにログインできる「民泊制度ポータルサイト」を設置しています。

民泊制度コールセンター

電話番号	0570-041-389（ヨイミンパク） ※全国共通ナビダイヤル（通話料は発信者負担）
対応言語	日本語のみ
受付日及び時間	土・日・祝日を含む毎日 9:00～22:00
問合せ受付内容	① 住宅宿泊事業に関する制度の内容や届出方法、民泊制度運営システムの操作方法等 ② 住宅宿泊事業に関する苦情相談

民泊制度ポータルサイト

URL	http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/ ※「民泊制度」「民泊ポータル」などで検索できます
主な掲載情報	<ul style="list-style-type: none"> ・民泊の基礎知識（住宅宿泊事業法・旅館業法・特区民泊の概要等） ・住宅宿泊事業・管理業・仲介業の届出・申請方法 ・地方自治体の窓口の照会・条例の制定状況等 ・民泊制度コールセンターの案内 ・関係法令集 ・よくある質問・回答 ・関連リンク集 ・住宅宿泊管理業者、住宅宿泊仲介業者の登録簿 等
対応言語	日本語、英語

6 住宅宿泊事業届出記入例

記入例
(A4)

第一号様式 (第四条関係)

住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

八尾市長 殿

届出者 商号又は名称 株式会社八尾
氏名 八尾 太郎
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
ファクシミリ番号 〇〇〇-〇〇〇-□□□□

印

※印の欄には記入
しないこと

受付番号

受付年月日

※										※									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※	届出番号	第	号	
※	届出年月日	年	月	日

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
フリガナ	カ	フ	シ	キ	カ	イ	シ	ヤ	ヤ	オ									
商号、名称 又は氏名	株	式	会	社	八	尾													
郵便番号	5	8	1	-	0	0	0	6											
住所	八	尾	市	清	水	町	1	丁	目	2	-	5							
電話番号	〇	〇	〇	-	〇	〇	〇	-	〇	〇	〇	〇							

国税庁から指定・通知
される13桁の番号

法人・個人の別
1. 法人
2. 個人

氏名の「フリガナ」、「氏名」の欄は姓
と名のために1文字分空けること

確認欄
※

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	ヤ	オ	タ	ロ	ウ														
氏名	八	尾	太	郎															
生年月日	S	-	2	3	年	0	4	月	0	1	日								
性別	<input checked="" type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性															

確認欄
※

記入例: 昭和23年4月1日
M: 明治 T: 大正 S: 昭和 H: 平成

(第二面)

受付番号

第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること

届出者が未成年者の場合のみ記入すること

◎ 法定代理人に関する事項

フリガナ	マ	ル	マ	ル	ミ	ン	ハ	ク	タ	イ	コ	ウ	カ	フ	シ
	キ	カ	イ	シ	ヤ										
商号、名称 又は氏名	○	○	民	泊	代	行	株	式	会	社					
郵便番号	○	○	○	-	×	×	×	×							
住所	大	阪	府	八	尾	市	本	町	1	-	1	-	1		
生年月日		-			年			月							日
性別	<input type="checkbox"/> 男性		<input type="checkbox"/> 女性												

法人・個人の別

1. 法人
 2. 個人

確認欄

◎ 法定代理人の代表者に関する事項（法人である場合）

フリガナ	ミ	ン	ハ	ク	タ	ロ	ウ								
氏名	民	泊	太	郎											
生年月日	S	-	3	0	年	1	0	月	1	0	日				
性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性		<input type="checkbox"/> 女性												

確認欄

◎ 法定代理人の役員に関する事項（法人である場合）

フリガナ	ミ	ン	ハ	ク	ハ	ナ	コ								
氏名	民	泊	花	子											
生年月日	S	-	3	5	年	0	2	月	1	0	日				
性別	<input type="checkbox"/> 男性		<input checked="" type="checkbox"/> 女性												

確認欄

フリガナ															
氏名															
生年月日		-			年			月							日
性別	<input type="checkbox"/> 男性		<input type="checkbox"/> 女性												

確認欄

フリガナ															
氏名															
生年月日		-			年			月							日
性別	<input type="checkbox"/> 男性		<input type="checkbox"/> 女性												

確認欄

フリガナ															
氏名															
生年月日		-			年			月							日
性別	男性 <input type="checkbox"/>		女性 <input type="checkbox"/>												

確認欄

住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト

別添 1

届出住宅の条件等	建て方について	規模等について	A-1	A-2	B-1	B-2
	A) 一戸建ての住宅、長屋	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積が50㎡以下	<input type="checkbox"/>			
	2) 上記以外		<input type="checkbox"/>			
B) 共同住宅、寄宿舎	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積が50㎡以下				<input type="checkbox"/>	
	2) 上記以外					<input type="checkbox"/>
上記の条件による分類に応じて、下記の安全措置(①～⑦)をチェック						
安全の措置	告示第一(非常用照明器具)					
	①	非常用照明器具が設置されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	告示第二第一号(防火の区画等)					
	②	複数グループが複数の宿泊室に宿泊しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		複数グループが複数の宿泊室に宿泊する場合、防火の区画又は警報設備等が設置されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	告示第二第二号イ					
	③	2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が100㎡以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記以外の場合で、当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	告示第二第二号ロ					
	④	宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物、準耐火建築物等である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記以外の場合で、宿泊者使用部分の居室及び当該居室から地上に通ずる部分の内装仕上げが、建築基準法施行令第128条の5第1項に規定されているとおりに不燃化されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	告示第二第二号ハ					
	⑤	各階における宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡(地下の階にあっては100㎡)以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記以外の場合で、3室以下の専用の廊下である(対象階:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記以外の場合で、階の廊下(3室以下の専用のものを除く。)の幅が、両側に居室がある廊下にあつては1.6m以上、その他の廊下にあつては1.2m以上である(対象階:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	告示第二第二号ニ					
⑥	2階における宿泊者使用部分の床面積の合計が300㎡未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	上記以外の場合で、届出住宅が準耐火建築物である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
告示第二第二号ホ						
⑦	宿泊者使用部分が3階以上の階に設けられていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※1 届出住宅に家主が居住しており、不在(法第11条第1項第2号の一時的なものは除く。)とならない場合

誓 約 書

(法人用)

届出者及び届出者の役員は、住宅宿泊事業法第 4 条第 2 号から第 4 号まで、第 7 号及び第 8 号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称
代表者の氏名

印

殿

誓 約 書

(個人用)

届出者、法定代理人及び法定代理人の役員は、住宅宿泊事業法第 4 条第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏	名	印
法定代理人]
商号又は名称		
氏	名	印
(法人である場合においては、代表者の氏名)		

殿

誓 約 書

届出者は、管理組合に住宅宿泊事業の実施を報告し、下記のとおり届出時点で住宅宿泊事業を禁止する管理組合の意思がないことを確認しました。

年 月 日

殿

商号又は名称

氏 名

印

(法人である場合においては、代表者の氏名)

管理組合に報告した日		年 月 日
管理組合	管理組合名	
	役職	
	氏名	
	連絡先	(- -)
当該マンションにおける 住宅宿泊事業に関する決議		1. 無 2. 有
		【2. 有】の場合はその決議の内容

- ① 「当該マンションにおける住宅宿泊事業に関する決議」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ② 報告する相手方は管理組合の役員であること（理事長等）。
- ③ 管理組合の連絡先は、管理組合が管理業務を委託している管理会社でも可とする。

【改正履歴】

令和元年 10 月 第 1 版 制定

令和元年 12 月 第 2 版 改正

令和 3 年 2 月 第 3 版 改正

令和 3 年 8 月 第 4 版 改正